

(保 312) F

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の  
疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に伴う医療機関の対応について

入院中の患者以外の患者で、標準的算定日数を経過した要介護・要支援被保険者（以下、「要介護被保険者等」という。）に対する医療保険上の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料（以下、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション料」という。）に係る経過措置の終了に当たって必要な対応につきましては、平成 3 1 年 3 月 1 2 日付け（介 197）（保 310）にて担当理事あてにご連絡申し上げたところであります。

中医協審議の際、日本医師会といたしまして、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関において、個々の患者が確実に介護保険のリハビリテーションに移行できるよう、また患者や医療機関に今回の制度変更をご理解いただけるよう、国に対して丁寧な対応を速やかに行うよう要請いたしました。

これを受けて、今般、厚生労働省保険局医療課において、維持期・生活期リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行のため、現在、維持期・生活期リハビリテーション料を算定する医療機関であって、介護保険の事業所の指定を受けていない医療機関個々に対し、電話等により直接、情報提供や確認等を行うこととなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。